事務連絡

令和3年7月8日

　各市町教育委員会県費負担教職員担当課長

各　　市　　町　　立　　学　　校　　長　　様

兵庫県教育委員会阪神教育事務所総務課長

標準報酬の定時決定処理について

　定時決定については、以下のとおり処理が行われます。

　７月例月処理後、【Ｑ６６】共済標準報酬情報登録の画面において、標準報酬の定時決定情報が反映されますので、以降の事務処理にご留意願います。

１　定時決定について

　(1) 標準報酬月額（等級）の決定

　　　　４～６月の３ヶ月給与の平均額から決定

　(2) 適用月

　　　　９月（適用期間　９月～翌年８月）

**算定基礎月**

　(3) 算定除外月

　　ア　支払基礎日数（要勤務日数から無給病休・介護欠勤・看護欠勤等を除いた日数）が17日未満の月

　　イ　取得時決定を４月又は５月の途中に行った場合の当該月

　　　　　例）４/２資格取得 → ４月を除算（算定月：５月～６月）

　　　　　　　５/２資格取得 → ５月を除算（算定月：６月）

　　ウ　有給休職（100％支給除く）期間が１日でもある月（例：８割休職等）

※　算定に含めるか除くかは、次のページの表を参考にしてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 定時決定  育児休業等終了時改定  産前産後休業終了時改定 | | 随時改定 | |
| 支払基礎日数 | | 支払基礎日数 | |
| 17日以上 | 17日未満 | 17日以上 | 17日未満 |
| 報酬の全部が支給されない日が属する月 | 含める | 除く | 含める（※） | 随時改定なし |
| 報酬の一部が支給されない日が属する月 | **除く** |
| （参考）上記以外の通常の月  （注）下表「いずれにも該当しない場合」にあたるものを含む | 含める | 含める |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 報酬の全部が支給されない場合 | ・欠勤（一日単位でも時間単位でも）  ・病気休暇・休職（無給）  ・育児休業  ・自己啓発等休業 | ・介護休暇（一日単位でも時間単位でも）  ・職員団体への専従休職  ・配偶者同行休業  ・懲戒による停職処分 |
| 報酬の一部が支給されない場合 | ・結核性疾患による休職（８割支給）  ・病気休職（８割支給）  ・刑事事件に関し起訴された場合  ・水難等により生死不明・所在不明による休職（公務外）  ・懲戒による減給処分 | |
| （注）  いずれにも該当しない場合 | ・育児短時間勤務  ・部分休業（育児休業法等による）  ・諸手当が勤務実績により減額されて支給（従事日数により100％支給、50％支給など）  ・年次休暇など有給の休暇で１ヶ月全日出勤していないため通勤手当や管理職手当が  支給されない場合  ・月の初日に産前産後休業のため通勤手当が支給されない場合  ・病気休暇など基本給等は全額支給であるが、１ヶ月全日勤務していないため通勤手当  や管理職手当などが支給されない場合 | |

※「報酬の全部又は一部が支給されない場合」は随時改定の要件に該当しない。他の事由による随時改定を行う場合で、変動があった月の２月目、３月目が「報酬の全部又は一部が支給されない日」が属する月で「支払基礎日数が17日以上」であるときは、当該月の報酬も含める。

(4) 寒冷地手当の加算

　　ア　昨年度から対象地域で勤務している者

　　　　　昨年度支給された寒冷地手当総額の12分の1の額を各月に加算して算定

　　イ　今年度、異動（又は資格取得）し、対象地域で勤務し始めた者

　　　　　異動した日（資格取得した日）を基準として、１年間で支給される寒冷地手当総額の12分の1の額を各月に加算して算定

（「令和3年6月22日付事務連絡 ６」参照）

２　定時決定処理の対象外となる者

　(1) ６月１日～７月１日の間に資格取得時決定した者

　　　（取得時決定の等級を翌年８月まで適用）

　(2) ７～９月のいずれかの月から随時改定、育児休業終了時改定又は産前産後休業終了時改定が適用される者

　　　（各改定の等級を翌年８月まで適用）

　　※育児休業時等終了時改定を取り消す場合は、各所属で随時改定又は定時決定を算定して入力する。事前に取り消すことを把握している場合は、【Ｑ６７】共済標準報酬改定申出情報登録より処理しておく。

※共済標準報酬情報を引き継いで他府県や市費負担職員から採用・転入した職員や、臨時から引き続き正規職員として採用となった職員の場合、給与システムでは前職の給与支給実績を引き継いでおらず、固定的給与の変動を認識できないため、自動で随時改定されていない可能性があります。ついては、４～６月給与の平均から計算した標準報酬月額（等級）と、「R03/04」適用開始の「制度移行時決定」の等級に２等級以上の差が生じる場合は、【Ｑ６６】（共済標準報酬情報登録）から「定時決定」を取り消して、７月から「随時改定」の登録をしてください。（令和3年5月24日付け事務連絡３（２）参照）

３　定時決定処理の対象ではあるが、等級を引き継ぐ者

　(1) ３ヶ月(４～６月)とも無給病休等で支払基礎日数が17日未満の者

　　　（現在適用されている等級の基になっている報酬月額により定時決定を行う）

　(2) ３ヶ月(４～６月)の全てに有給休職(８割休職等)期間がある者

　　　（現在適用されている等級の基になっている報酬月額により定時決定を行う）

４　標準報酬月額の算定にあたっての留意点

　(1) 通勤手当

　　　各月の**初日**に適用されている手当を算定（別紙１）

　　　支給単位期間が複数月である場合は、１月あたりの金額を算定

※通勤方法変更等による通勤手当返納や日割り支給額は算定しない。

　(2) 実績給

　　　３月まで公共済以外だった者の３月実績給（超過勤務手当・特殊勤務手当等）は算定に含まない。

　　　例）臨時的任用(公共済以外)→　正規職員

　　　　　臨時的任用(公共済以外)→　臨時的任用(公共済)

　(3) システムでは正しく算定できないもの

　　　以下は定時決定の際、標準報酬月額を正しく算定できません。別添計算シートによ

り等級を計算のうえ、別紙２のとおり【Ｑ６６】から等級修正をお願いします。

　　ア　通勤手当

1. 月の中途で通勤手当に変更があったとき（別紙１）

返納額や日割り支給額は算定せず、**月初**に適用されている通勤手当を１月あたりに換算して算定する。

　　　　例）4/1～4/25 自動車　4/26～JR（３ヶ月定期＋１ヶ月定期×２＋回数券）

　　 ４月…自動車１ヶ月分　※日割り支給額は算定しない

　　　　 ５・６月…JR５ヶ月（３ヶ月定期＋１ヶ月定期×２）÷５

※日割り支給額（回数券）は算定しない

1. 通勤手当変更後の交通機関の支給単位期間が異なるとき

　　　　　※　正しく算定できない期間 → 一部変更月以降の報酬月額

　　　　 例）４月JR+自転車　５月 JR+バス ６月 JR+バス

　　　　　　　　　　　　　　　JR分を足して算定できない

　　　　　　４月…JR６ヶ月定期÷６＋自転車１ヶ月分

　　　　５・６月…JR６ヶ月定期÷６＋バス５ヶ月（３ヶ月定期＋１ヶ月定期×２）÷５

　　イ　今年度採用者（４月１日採用者）

①　共済組合員情報（【Ｑ０１】職員情報）を６月例月処理以降に入力

　　　　　　※　正しく算定できない期間→下記（例）のとおり

例）・６月例月処理で【Ｑ０１】を入力した場合は４月が算定できない。

　　　　　　　 ・７月例月処理で【Ｑ０１】を入力した場合は４、５月が算定できない。

　　　　　　【等級算定は【Ｑ０１】の組合員情報入力月の前月以降のみ算定可能】

　②　４/１に等級を引継ぐ者の３月実績給

　　　　　　※　正しく算定できない期間　→　４月

　例）臨時的任用(公共済)→　正規職員

　　　　　　　　他支部　　　　　　→　兵庫支部

　　　　　　　　市費(公共済)　　　→　県費(公共済)

　　　　　　※　３月実績が不明な場合は、前所属等に確認のうえ、別添計算シートにお

いて当該実績給分を加算のうえ、再計算し、【Ｑ６６】から等級の修正をお

願いします。

５ 特例計算をした者の共済標準報酬の随時決定・定時決定処理について

　　給与システムを使用せずに特例計算を行った者については、【Ｑ４４】（追給戻入額直接入力）で積み下げを行っても、【Ｑ６９】（共済・報酬マスタ照会）に反映しないため、不要な随時改定が行われたり、定時決定が正しく処理されない可能性があります。

　　随時改定が不要な場合（定時決定を行う必要がある場合）は、７月例月処理確定までに定時決定情報を入力することで随時改定が行われないようにすることができます。（７月例月処理確定後は随時改定を取り消し、定時決定を登録してください。）

なお、７月・８月例月処理確定後、【Ｑ６６】（共済標準報酬情報登録）より随時改定が行われていないか確認してください。

６　定時決定処理のシステムスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| ７月例月処理後 | 【Ｑ６６】共済標準報酬情報登録に定時決定情報を反映 |
| ８月例月処理後 | ９月試算時に定時決定等級を反映 |
| ９月例月処理後 | 「共済標準報酬決定状況一覧」の帳票に定時決定状況を出力 |

７　保険者算定にかかるシステム改修について

　　令和３年８月例月より、保険者算定にかかる帳票（共済標準報酬（保険者算定）処理状況一覧）が新たに出力される仕様となります。詳細については別途事務連絡にてお知らせします。